

男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査

質問票

本市では、性別に関わらず一人ひとりがお互いを尊重し、相互理解のもと個性と能力を発揮でき自分らしい生活を送れるよう、「ずし男女共同参画プラン 2022」を策定しました。このプラン内で、本市における男女共同参画の推進について目標を掲げ、実現に向け様々な施策に取り組んでいます。

今後、「(仮称)ずし男女共同参画推進条例」及び「次期ずし男女共同参画プラン」の策定を進めるにあたり、その基礎資料とするため市民意識調査を実施することといたしました。

今回の調査から見えてくる本市の特性や市民ニーズ、新たな課題を考慮し、市民の皆さまの声を十分に反映したより効果的な条例及び計画となるよう努めてまいります。

最後になりましたが、本調査にご協力していただきます市民の皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、今後とも男女共同参画社会の実現に向け、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月

逗子市長 桐ヶ谷 寛

●ご記入にあたってのお願い

1. 対象となったご本人（この郵便の宛名の方）がお答えください。
2. ご記入は、別紙「回答票」に黒のボールペンや鉛筆でお願いします。
3. 質問には最初から1問ずつ、最後までお答えください。ただし、質問によっては回答していただく方が限られるものもありますので、質問文（ ）内のことわり書きをよくお読みのうえご回答ください。
4. お答えは、回答票にあてはまるものの数字をぬりつぶしてください。
5. 質問により、選択する数を「1つだけ」「いくつでも」など指定しておりますので、それにしたがってお答えください。また、「その他」にあてはまる場合は、後の（ ）内にできるだけ具体的にその内容を記入してください。

ご記入が終わりましたら・・・

ご記入いただいた**回答票**は、同封の返信用封筒（切手不要）にて、12月25日（金）までにポストへご投函ください。（切手を貼っていただく必要はありません。）

なお、この調査についてご不明な点などございましたら、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

■調査の記入方法、配布・回収に関するお問い合わせ

（調査の送付・回収） 株式会社教育ネット（逗子市より業務を委託されています）
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 8-36 松本ビル 502 担当：池本
TEL：045-530-9401（平日：9：00～17:00）

■調査の内容について

（調査実施） 逗子市市民協働部市民協働課 人権・男女共同参画係
〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16 TEL：046-873-1111(代表)

回答は別紙「回答票」に記入して下さい。

【あなた自身のことについて】

◆あなた自身のことに関する下の各項目についておうかがいします。問4、6以外の質問については、それぞれの選択肢の中から答えを 1つだけ選択 してください。

問1 性別は、次のどちらですか。※戸籍上の性別にかかわらず、ご自身が自認される性別でご回答ください。

- | | | |
|------|------|-------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 その他 |
|------|------|-------|

問2 年齢はおいくつですか。(令和2年11月1日現在)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 20歳未満 | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 | 4 40～49歳 |
| 5 50～59歳 | 6 60～69歳 | 7 70～79歳 | 8 80歳以上 |

問3 ご職業は何ですか。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 自営業主・家族従業員 | 2 正社員、正職員 |
| 3 アルバイト・パート(学生を除く) | 4 契約社員、派遣社員 |
| 5 学生 | 6 家事専業 |
| 7 無職 | 8 その他→具体的に() |

問4 あなたが同居している家族等は、次のうちどなたですか。(すべて選択)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1 パートナー(配偶者など) | 2 自分の親 | 3 パートナーの親 |
| 4 未婚の子ども | 5 子どもとそのパートナー | 6 孫 |
| 7 祖父母 | 8 兄弟姉妹 | 9 ひとり暮らし |
| 10 その他→具体的に() | | |

問5 結婚していますか。

- | |
|---------------------------|
| 1 している |
| 2 していないがパートナーと暮らしている(事実婚) |
| 3 していた(離婚・別離・死別など) |
| 4 していない(未婚) |

(問5で「1 している」「2 していないがパートナーと暮らしている(事実婚)」とお答えの方にお聞きします)

▶ 問5-1 あなたとパートナー(配偶者など。事実婚含む)は共働きをしていますか。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 共働き(ともにフルタイム) | 2 共働き(どちらか、またはともにパートタイム) |
| 3 どちらか一方だけ仕事を持っている | 4 どちらも無職 |
| 5 その他→具体的に() | |

問6 20歳未満のお子さんがある方にお聞きします。あなたのお子さんは、次のどれに当たりますか。(複数いる場合はすべて選択)

- | | | |
|--------|--------------------|-------|
| 1 3歳未満 | 2 3歳以上小学校入学前 | 3 小学生 |
| 4 中学生 | 5 高校生以上(もしくは16歳以上) | |

【職場を含むいろいろな場面での、男女のあり方をめぐるさまざまな問題について】

問7 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。ア)～ケ)のそれぞれについて、1～6の中から1つだけ選び、表の該当欄の数字を選択してください。

	男性の方が優遇	どちらかといえば男性の方が優遇	平等	どちらかといえば女性の方が優遇	女性の方が優遇	判断できない・わからない
ア) 家庭生活	1	2	3	4	5	6
イ) 職場	1	2	3	4	5	6
ウ) 教育（学校教育・教育を受ける機会も含めて）	1	2	3	4	5	6
エ) 社会活動（地域活動・ボランティア・PTAなど）	1	2	3	4	5	6
オ) 余暇生活（楽しむ機会や楽しみ方）	1	2	3	4	5	6
カ) 政治（の場）	1	2	3	4	5	6
キ) 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
ク) 社会通念、習慣、しきたりなど	1	2	3	4	5	6
ケ) 全体的に考えると	1	2	3	4	5	6

問8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたのご意見に一番近いものを下の1～5の中から1つだけ選択してください。

1 賛成	2 どちらかといえば賛成	3 どちらかといえば反対
4 反対	5 どちらともいえない・わからない	

問9 女性と職業について、あなたの考えに近いものを下の1～7の中から1つだけ選び、数字を選択してください。

1 生涯にわたり、職業を持ち続けるのがよい
2 子供が生まれたらいったん職を辞め、子供が成長した後再び職業につくのがよい
3 子供が生まれるまでは職業につき、子供が生まれた後は家事や育児に専念するのがよい
4 結婚するまでは職業について、結婚した後は家事に専念するのがよい
5 女性は職業につかない方がよい
6 その他→具体的に（)
7 特に考えはない

回答は別紙「回答票」に記入して下さい。

問 10 あなたが、問 8 や問 9 で答えたようになったのは、どのようなきっかけや理由があったからですか。下の 1～11 の中から おもなものを 2 つ以内で選び、数字を選択してください。

- | | | | |
|----|---------------------------------|---|---------------------|
| 1 | 親の影響 | 2 | 先生の影響 |
| 3 | 3歳までは母親が子育てをするのが望ましいとする考え方があるから | 5 | 学習活動を通じて |
| 4 | 地域活動などの社会参加を通じて | 7 | 仕事（職業）についてみて |
| 6 | 友人・知人に影響を受けて | 9 | テレビ・雑誌などのマスメディアの影響で |
| 8 | 配偶者（パートナー）の影響で | | |
| 10 | その他→具体的に（ | | ） |
| 11 | よくわからないが、気が付いたらそういうものだと思っていた | | |

問 11 女性が職業を持ち、またそれを続けていく上で、特に大きな障害となっていると思うものを、下の 1～16 の中から 3 つ以内で選び、数字を選択してください。

- 1 家事との両立
- 2 育児との両立
- 3 夫などの家庭の協力や理解が得にくいこと
- 4 3歳までは母親が子育てをするのが望ましいとする考え方があること
- 5 育児休業制度などの職場の労働条件が整っていないこと
- 6 職場結婚・出産した女性（女性が長く勤めること）を嫌う傾向があること
- 7 職場が女性に責任ある仕事をまかせないこと
- 8 男性に比べ賃金が低いこと
- 9 配偶者控除制度があること
- 10 保育施設の数や保育内容が十分でないこと
- 11 家族の介護との両立
- 12 女性自身の職業に対する自覚が不足していること
- 13 長時間労働
- 14 自分や夫など家族の転勤
- 15 その他→具体的に（
- 16 障害は特にない

問 12～問 17 は、問 3 で現在何らかの形で仕事に就いているとご回答いただいた方（パートやアルバイト、契約社員などを含む）に対する質問です。

該当しない方は、問 18 へお進みください。

問 12 あなたが現在働いているのは、どのような理由からなのでしょうか。下の 1～13 の中から 最も近いものを 3 つ以内で選び、数字を選択してください。

- | | | | |
|----|-------------------------|----|-------------|
| 1 | 生計を維持するため（家族を養うため） | 2 | 家計の足しにするため |
| 3 | 自分で自由に使えるお金を得るため | 4 | 生きがいを得るため |
| 5 | 自分の能力・技術・資格をいかすため | 6 | 視野を広げるため |
| 7 | 友人を得るため | 8 | 子どもの教育費のため |
| 9 | 老後に備えて貯蓄するため | | |
| 10 | 社会とのつながりを得るため・社会に貢献するため | | |
| 11 | 働くのが当然だから | 12 | 時間的に余裕があるから |
| 13 | 家業であるから | | |

問 13 あなたの職場では、下に掲げるようなことがありますか。該当するものをすべて選び、数字を選択してください。(いくつ選んでもかまいません。)

- 1 募集や採用で性別による違いがある
- 2 賃金・昇給で性別による格差がある
- 3 昇進・昇格で性別による格差がある
- 4 配置や仕事の与え方に性別による格差がある
- 5 教育訓練や研修などに性別による違いがある
- 6 住宅賃金の貸付に性別による違いがある
- 7 結婚退職や出産退職の慣例・慣行がある、または居づらい雰囲気がある
- 8 定年の年齢が性別により異なる
- 9 正社員と同じ仕事をしているのにパートの待遇が劣っている
- 10 職場が積極的に女性の登用を図っている (ポジティブアクションの実施)
- 11 深夜業に性別による違いがある
- 12 時間外労働に性別による違いがある
- 13 1~12 で挙げられたようなことはない

問 14 あなたに現在、育児や介護が必要な家族がいた場合、育児や介護のための、法律で定められた休業制度を利用することができますか。下の 1 か 2 のどちらか 1 つだけ 選択してください。

- | | |
|--------|----------|
| 1 できる | ➡ 問 16 へ |
| 2 できない | |

(問 14 で「2 できない」とお答えの方にお聞きします)

▶ **問 15** 長期の休業制度を利用することができないのは、どのような理由からでしょうか。下の 1~9 の中から 1 つだけ 選択してください。

- 1 経済的に生活が成り立たなくなるから
- 2 職場にそのような制度があるかどうかわからないから
- 3 職場に休める雰囲気がないから
- 4 休みをとると勤務評価に影響するから
- 5 自分の仕事は代わりの人がいないから
- 6 一度休むと元の職場に戻れないから
- 7 キャリアを続けたいから
- 8 配偶者 (パートナー) の理解が得られないから
- 9 その他→具体的に ()

回答は別紙「回答票」に記入して下さい。

問 16 性的な言動により相手を不快にさせたり、相手の意に反して性的な行為を強要したりすることは、「セクシュアル・ハラスメント」と言われています。あなたの職場では下に掲げるような行為が、過去1年以内にありましたか。該当するものをすべて選び、数字を選択してください。(いくつ選んでもかまいません。)

- 1 「男のくせに」「女のくせに」などと差別的な言い方をする
- 2 容姿や年齢について話題にする
- 3 結婚や出産など、プライベートなことについて聞く
- 4 性的な話や冗談、質問を言ったり聞いたりする
- 5 携帯電話やパソコンのメール、SNS 等でしつこく誘う
- 6 不必要に体をさわられた
- 7 性的な噂をたてられた
- 8 性的な関係を強要された
- 9 その他→具体的に ()

問 17 は現在パート・アルバイトで働いている方(問3で「3 アルバイト・パート(学生を除く)」と回答された方)に対する質問です。
該当しない方は、問 18 へお進みください。

問 17 あなたがパートタイムという働き方を選んだのは、どのような理由からでしょうか。下の1～12の中から2つ以内を選び、数字を選択してください。

- 1 自分の都合の良い日や時間に働きたいから
- 2 自宅の近くで働けるから
- 3 勤務時間が短い・勤務日数が少ないから
- 4 仕事が比較的簡単だから
- 5 非課税限度額(年間103万円以下)で働きたかったから
- 6 正社員に比べ、辞めたい時に辞めやすいから
- 7 残業がないから
- 8 正社員としては雇用してもらえなかったから
- 9 正社員として適当な仕事が見つからなかったから
- 10 子育て中なので正社員としての勤務は無理だから
- 11 介護中なので正社員としての勤務は無理だから
- 12 その他→具体的に ()

ここからはすべての方がお答えください。

問 18 子どものしつけや教育についてあなたの考えに一番近いものはどれですか。下の1～4の中から1つだけ選択してください。

- 1 性別による区別はせずに、同じようにしつけや教育をするのがよい
- 2 それぞれの性別に応じたしつけや教育をするのがよい
- 3 どちらともいえない
- 4 その他→具体的に（)

問 19 あなたが、学校における「男女平等教育」を推進する上で今後特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。下の1～9の中から3つ以内で選び、数字を選択してください。

- 1 「男女平等」の意識を育てる授業をする
- 2 生活指導や進路指導において男女差別を無くす配慮をする
- 3 出席簿・座席・名簿など、男女を分ける習慣をなくす
- 4 教員自身の固定観念を取り除く研修を行う
- 5 学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの予防・対策強化を行う
- 6 校長や教頭に女性を増やしていく（市立小中学校8校中、現在女性校長3名、女性教頭5名）
- 7 小学校に男性教員を増やしていく
- 8 その他→具体的に（)
- 9 学校教育の中で行う必要はないと思う

問 20 あなたが、「女性の人権が侵害されている」と感じる事柄は何ですか。下の1～11の中から該当するものをすべて選び、数字を選択してください。（いくつ選んでもかまいません。）

- 1 買春・売春・援助交際
- 2 ストーカー行為
- 3 パートナー（配偶者）や恋人からの暴力
- 4 風俗営業
- 5 痴漢やレイプなどの性犯罪
- 6 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）
- 7 職場における賃金・昇進など男性との格差
- 8 テレビや雑誌、ビデオやインターネットなどの性・暴力表現
- 9 容姿を競うコンテストなど
- 10 言葉の暴力
- 11 その他→具体的に（)

回答は別紙「回答票」に記入して下さい。

【結婚や家族、生活などのことについて】

問 21～問 23 は、「現在結婚しているまたはパートナーと暮らしている（事実婚）の方（問 5 で「1」または「2」と答えた方）に対する質問です。
該当しない方は、問 24 へお進みください。

問 21 いろいろな問題について、普段から夫婦やパートナー間でよく話し合っていますか。下の 1～4 の中から最も近いものを 1 つだけ 選択してください。

- 1 よく話し合う
- 2 まあ話し合う方だと思う
- 3 あまり話し合わない
- 4 ほとんど話し合わない

問 22 家庭での実際の役割分担はどうなっていますか。下の 1～9 の中から最も近いものを 1 つだけ 選択してください。

- 1 夫（男性）はおもに仕事をし、妻（女性）はおもに家事をしている
- 2 夫（男性）はおもに仕事をし、妻（女性）は家事にさしつかえない範囲で仕事をしている
- 3 妻（女性）はおもに仕事をし、夫（男性）はおもに家事をしている
- 4 妻（女性）はおもに仕事をし、夫（男性）は家事にさしつかえない範囲で仕事をしている
- 5 夫婦（男女）がともに仕事をし、夫婦ともに家事をしている
- 6 夫婦（男女）がともに仕事をし、家事は主に妻（女性）がしている
- 7 夫婦（男女）がともに仕事をし、家事は主に夫（男性）がしている
- 8 夫婦（男女）がともに仕事をし、家事は仕事を持たない家族にまかせている
- 9 その他→具体的に（)

問 23 あなたの家族では、下に掲げる家事を、だれが担当していますか。ア)～ク) のそれぞれについて 1～8 の中から 1 つだけ 選択してください。

	1 おもに妻	2 妻が主で夫が協力	3 妻と夫が半分ずつ	4 夫が主で妻が協力	5 おもに夫	6 その他の家族	7 その他	8 該当者なし
ア) 食事の準備・後片づけ	1	2	3	4	5	6	7	
イ) 部屋の掃除	1	2	3	4	5	6	7	
ウ) 洗濯	1	2	3	4	5	6	7	
エ) 日常の買い物	1	2	3	4	5	6	7	
オ) 子どもの世話	1	2	3	4	5	6	7	8
カ) 子どもの教育	1	2	3	4	5	6	7	8
キ) 家族の介護	1	2	3	4	5	6	7	8
ク) 家計の管理	1	2	3	4	5	6	7	

ここからはすべての方がお答えください。

問 24 平成 28 年社会生活基本調査（総務省統計局）によると、「1 日平均の家事時間は、女性が 3 時間 28 分 に対し、男性は 44 分」となっています。男性があまり家事を分担しないのはなぜだと思いますか。

下の 1～11 の中から 3 つ以内で選び、数字を選択してください。

- 1 仕事が忙しくて疲れている
- 2 男性の家事参加を女性が望んでいない
- 3 勤務時間が長く、家にいる時間が少ない
- 4 男性は自分がやらなくてもそれで済んでいると思っている（手が足りている）
- 5 子どものときから家事をするようにしつけられていない
- 6 家事は女性がするのが当たり前と考えている
- 7 男性が家事をするのは世間体が悪いと感じている
- 8 男性は家事をする必要がない
- 9 家事の仕方がよくわからない
- 10 その他→具体的に（)
- 11 わからない

【パートナーからの暴力について】

問 25 あなたは、パートナー（配偶者や恋人など）から暴力をふるわれたり、あるいはパートナーに暴力をふるったり、身近で見聞きした経験がありますか。次の中から 1 つだけ選択してください。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1 暴力をふるわれたことがある | ➡ 問 26 へ |
| 2 暴力をふるったことがある | ➡ 問 28 へ |
| 3 自分自身は経験はないが、身近で見聞きしたことがある | |
| 4 1～3 のような経験はない | ➡ 問 29 へ |

※パートナー（配偶者や恋人など）からの暴力については、暴行、性的行為の強要、言葉の暴力、経済的暴力などを含みます。詳しくは問 28 を参考にしてください。

回答は別紙「回答票」に記入して下さい。

(問 25 で「1 暴力をふるわれたことがある」とお答えの方にお聞きします)

問 26 暴力をふるわれたとき、あなたは誰に相談しましたか。下の 1～9 の中から当てはまるものすべてを選び、数字を選択してください。(いくつ選んでもかまいません。)
「誰にも相談しなかった」という方は「10」を選択してください。

- 1 家族・親族
- 2 友人・知人
- 3 同じような経験をした人、そうした人のグループ
- 4 家庭裁判所・弁護士
- 5 警察
- 6 役所の相談窓口(「女性相談」など)
- 7 配偶者暴力相談支援センター
- 8 医師・カウンセラーなど
- 9 その他→具体的に()
- 10 誰にも相談しなかった

(問 26 で「10 誰にも相談しなかった」とお答えの方にお聞きします)

→ 問 27 あなたが誰にも相談しなかった理由は何ですか。下の 1～12 の中から近いものを 3 つ以内で選び、数字を選択してください。

- 1 どこ(誰)に相談してよいかわからなかったから
- 2 相談する人がいなかったから
- 3 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 4 被害を受けたことを思い出したくなかったから
- 5 相談しても無駄だと思ったから
- 6 相談したことがわかると、仕返しやもっとひどい暴力を受けると思ったから
- 7 自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 他人を巻き込みたくなかったから
- 9 子どもに危害が及ぶと思ったから
- 10 自分にも悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 その他→具体的に()

➡ 問 28 へ

(問 25 で「1 暴力をふるわれたことがある」「2 暴力をふるったことがある」「3 自分自身は経験はないが、身近で見聞きしたことがある」とお答えの方にお聞きします)

問 28 それはどのようなものでしたか。当てはまるものすべて選び、数字を選択してください。

- 1 命の危険を感じるくらいの暴力
- 2 医師の治療が必要となる程度の暴力
- 3 医師の治療が必要でない程度の暴力
- 4 嫌がっているのに性的な行為を強要する
- 5 見たくもないのにポルノビデオやポルノ雑誌などを見せる
- 6 何を言っても無視し続ける
- 7 交友関係や電話を細かく監視する
- 8 言葉の暴力
- 9 生活費をわたさないなどの経済的暴力
- 10 その他→具体的に ()

ここからはすべての方がお答えください。

問 29 あなたは、パートナー（配偶者や恋人など）からの暴力に対し、どのような援助が有効だと思いますか。下の 1～12 の中から 3 つ以内で選び、数字を選択してください。

- 1 経済的な自立に向けた支援を行うこと
- 2 相談窓口を増やしたり相談窓口の情報を提供すること
- 3 家庭裁判所、弁護士、警察などの法的援助
- 4 医師、カウンセラーなどの医療・心理的援助
- 5 市役所などの公的機関での情報提供と支援
- 6 民間支援グループなどの援助
- 7 身の安全を保障できる場所の提供
- 8 被害者に対する周囲の理解と協力を得やすくすること
- 9 加害者への指導やカウンセリングを行うこと
- 10 お互いの人権を大切に教育の充実
- 11 その他→具体的に ()
- 12 特に援助は必要ないと思う

問 34 あなたは LGBT 等性的少数者が日常生活を営む上で直面している課題にはどんなものがあると思いますか。下の 1～10 の中から当てはまるものすべてを選び、数字を選択してください。(いくつ選んでもかまいません。)

- 1 学校・教育 (いじめ、制服、トイレ、更衣室、プール、宿泊行事)
- 2 職場 (採用試験、いじめ、更衣室、トイレ、結婚休暇や介護休暇などの福利厚生)
- 3 地域 (差別、偏見)
- 4 住宅 (賃貸住宅の入居拒否)
- 5 医療 (パートナーの手術の同意、安否情報の提供、看護)
- 6 民間サービス (家族割引や生命保険金の受領など家族と同等のサービス)
- 7 恋愛・結婚 (偏見、同性婚の法未整備)
- 8 死別 (葬儀への出席や遺産の相続)
- 9 その他→具体的に ()
- 10 直面している課題はない

問 35 あなたは LGBT 等の性的少数者に対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要であると思いますか。下の 1～12 の中から当てはまるものすべてを選び、数字を選択してください。(いくつ選んでもかまいません。)

- 1 いじめや差別を禁止する法律の整備や制度の見直し
- 2 パートナーシップ宣誓証明書^{*1}の発行等、社会制度の見直し
- 3 専門相談窓口の充実
- 4 啓発や広報活動の推進
- 5 児童・生徒などへの学校における教育の充実
- 6 行政職員や教職員に対する研修の実施
- 7 職場における理解の促進
- 8 当事者同士が集まる居場所の創設
- 9 トイレや更衣室などの環境の整備
- 10 その他→具体的に ()
- 11 わからない
- 12 必要だと思わない

^{*1}パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティの方や事実婚カップルの方などに対して一定の要件の下で、地方自治体が結婚に相当する関係と認める制度です。法律上の効果が生じるものではありません。逗子市では令和 2 年 (2020 年) 4 月からパートナーシップ宣誓制度を始めています。

回答は別紙「回答票」に記入して下さい。

【「男女共同参画社会の実現」について】

問 36 男女共同参画社会は進んでいると思いますか。下のいずれか1つだけ選択してください。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

→ 問 36-1 あなたがそのように思われる理由についてご記入ください。

その理由について回答票にご記入ください。

問 37 男女があらゆる分野でもっと平等になるために、重要と思うことは何ですか。下の1～11の中から3つ以内で選び、数字を選択してください。

- 1 女性が自身の経済力を向上させること
- 2 女性が政治に参加すること
- 3 男性が家事・育児・介護を分担すること
- 4 男性が家事能力を向上させること
- 5 職場の長時間労働が改善されること
- 6 法律や制度上での見直しを行い、男女差別につながるもの（男女の賃金の格差、育児・介護休業の取りやすさなど）を改めること
- 7 さまざまな偏見、固定的な社会通念や慣習・しきたりを改めること
- 8 子どもの時からの男女平等教育の徹底
- 9 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 10 その他→具体的に（)
- 11 わからない

問 38 「男女共同参画社会の実現」に向けて、市に特に力を入れてほしい施策を下の 1～21 の中から 3つ 以内で選び、数字を選択してください。

- 1 女性が能力を発揮するための学びの場の確保
- 2 男性に対する男女共同参画社会の啓発事業
- 3 「女性相談」の充実やパートナーからの暴力の防止
- 4 DV 加害者やストーカーにならないための啓発活動
- 5 暴力を受けた場合のシェルター（避難所）の確保
- 6 保育所・放課後児童クラブ（学童クラブ）・ふれあいスクールの充実
- 7 家庭における子育てへの支援の充実
- 8 ひとり親家庭への支援の充実
- 9 男女平等教育の推進
- 10 女性の健康増進
- 11 政策等の立案・決定に参画できる人材育成や共同参画の推進
- 12 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 13 就労支援・職業訓練・職業相談
- 14 NPO 活動や地域活動の支援
- 15 地域コミュニティの活性化
- 16 男女共同参画プランネットワークの設置
- 17 人権の尊重や女性問題の啓発事業
- 18 男女共同参画条例の制定
- 19 県や国との連携
- 20 その他→具体的に（)
- 21 わからない

**質問は以上で全部です。長い時間アンケートにお答えいただきまして
本当にありがとうございました。**

ご記入いただきました回答票は、同封の返信用封筒に入れて 12月25日（金）までにポストにご投函ください。（切手を貼る必要はありません）。

なお、調査結果につきましては市のホームページ（<http://www.city.zushi.kanagawa.jp>）に掲載するほか、「情報公開コーナー」（市役所 1 階）および図書館にて報告書をご覧いただけます。

あなたが、男女平等や男女共同参画に関して日ごろから感じていることや、逗子市の男女共同参画施策について望むことなどがありましたら、回答票にご自由にお書きください。